

投資信託お取扱い規定集

投資信託お取扱い規定集

- 1 投資信託取扱規定
- 2 投資信託受益権振替決済口座管理規定
- 3 金銭の振込先指定方式取扱規定

1 投資信託取扱規定

(規定の趣旨)

- 第1条 この規定は、投資信託受益証券(以下「受益証券」といいます。)に関する投資信託取引について、お客さまと株式会社きらぼし銀行(以下「当行」といいます。)との間の権利義務関係を明確にするために定めたものです。
2. この規定に別段定めがないときは諸法令及び「投資信託受益権振替決済口座管理規定」、「金銭の振込先指定方式取扱規定」、その他各ファンドの信託約款等に従います。
3. お客さまは、この規定の内容を十分理解し、自らの判断と責任において当行との投資信託を行うものとします。

(投資信託受益権振替決済口座(以下「振替決済口座」といいます。))開設

- 第2条 お客さまは所定事項をご確認のうえ当行所定の「投資信託受益権振替決済口座開設申込書」に必要事項を記入し、署名・捺印のうえ当行が必要とするその他の書類を添付しお申しいただきます。
2. 振替決済口座開設のお申し込みを当行が承諾したときは、当行は遅延なくその口座を開設します。また当行において振替決済口座開設の手続きが完了するまでは、投資信託取引の受付はいたしません。
3. お客さまは振替決済口座の開設をお申し込みされた場合は、投資信託取引における当行がお客さまに支払うこととなった金銭をあらかじめ指定する預金口座(以下「指定預金口座」といいます。)に振り込む方式(以下「金銭の振込先指定方式」といいます。)の利用を別途定める「金銭の振込先指定方式取扱規定」等に同意のうえ同時にお申し込みいただきます。
4. 「投資信託受益権振替決済口座開設申込書」に押捺された印影及び記載された住所、氏名又は名称、生年月日、法人の場合における代表者の役職名、代理人、共通番号等をもって、お届けの印鑑、住所、氏名又は名称、生年月日、共通番号等とします。

(共通番号の届出)

- 第3条 お客さまは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」といいます。)その他の関係法令の定めに従って、投資信託取引等における振替決済口座を開設するとき、共通番号(番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。)の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客さまの共通番号を当行にお届けいただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

(取扱ファンド)

- 第4条 お客さまが当行で投資信託取引できるのは、当行が定める受益権等(以下「取扱ファンド」といいます。)のみとします。

(営業日)

- 第5条 この規定において「営業日」とは、当行の営業日を指します。営業日以外の日は、原則投資信託取引のお申し込み等の受付はいたしません。

(発注不可日)

- 第6条 この規定において「発注不可日」とは、各取扱ファンドの信託約款で定める当該ファンドの買付・解約等の申し込みを行えない日のことをいいます。

(募集・買付の申込)

第7条 募集・買付申込方法

- ① お客さまが当行に取扱ファンドの買付を申し込む際は、指定事項をご確認のうえ当行担当者の面前で必ず行うこととし(お電話でのお申し込みの受付はいたしません。)当行所定の申込書類に必要事項を記入し、署名・捺印のうえお申し込みいただきます。
- ② 申込単位は、各取扱ファンドの信託約款で定める申込単位又は当行の定める申込単位とします。

- ③ 募集・買付に際しては、各取扱ファンドの信託約款で定める手数料又は当行の定める手数料をご負担していただきます。
- ④ 申込受付締切時間は、取扱ファンドで定める時間または当行の定める時間とします。申込受付締切時間以降のお申し込みは原則翌営業日扱いとさせていただきます。
2. 募集・買付申込代金の申し受け

- ① 金額指定買付申込代金は、振替決済口座開設時にお客さまから受け入れた「口座振替依頼書(投資信託払込金)」のご依頼に基づき買付申込日に指定預金口座よりお支払いいただきます。
- ② 金額指定買付代金は、ご指定いただいた金額以内で販売手数料と消費税等を含め買付できる最大の口数を買付けていただくこととなります。

(解約等の申込)

- 第8条 お客さまが当行以外の金融機関から買付したファンドについては、当行取扱ファンドであっても、解約等のお申し込みの受付はいたしません。

2. 解約等申込方法

- ① お客さまが当行に取扱ファンドの解約等を申し込む際は、当行担当者の面前で必ず行うこととし、当行所定の申込書類に必要事項を記入し、署名・捺印のうえお申し込みいただきます。
- ② 申込単位は、各取扱ファンドの信託約款で定める申込単位又は当行の定める申込単位とします。
- ③ 解約に際しては、各取扱ファンドの信託約款で定める手数料又は当行の定める手数料をご負担していただきます。
- ④ 申込受付締切時間は、取扱ファンドで定める時間又は当行の定める時間とします。申込受付締切時間以降のお申し込みは原則翌営業日扱いとさせていただきます。

3. 解約後の制限

- ① 取扱ファンドのクローズド期間中は取扱ファンドを解約できません。
- ② 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約等申込に対して制限を設ける場合があります。

4. 解約代金等の支払

- ① 解約等の代金は、原則各取扱ファンドの信託約款に定める支払開始日に指定預金口座へ振り込みます。
- ② 当行以外の事由による振込の遅延等による損害について、当行はその責任を負いません。

(振替決済口座の解約)

- 第9条 次の項目等、投資信託受益権振替決済口座管理規定第16条に該当する場合、振替決済口座は解約されます。なお、振替決済口座が解約された場合は、新たに振替決済口座を開設しない限り、別に定める「投資信託受益権振替決済口座管理規定」及び各「累積投資規定」による投資信託のお取扱いができなくなるとともに、当行での投資信託のお取引ができなくなります。

- ① お客さまから解約のお申し出があった場合
- ② やむを得ない事由により、当行が解約を申し出た場合

(届出事項の変更)

- 第10条 印章を失ったとき、又は印章、氏名もしくは名称、法人の場合における代表者の役職氏名、代理人、住所、共通番号その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法によりお手続きください。この場合、本人確認書類等のご提出又は個人番号カード等のご提示を求めることがあります。

2. 前項により届出があった場合、当行は所定の手続きを完了した後でなければ投資信託受益権の振替又は抹消、契約の解約のご請求には応じられません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。
3. 第1項による変更後は、変更後の印影、氏名又は名称、住所、共通番号等をもってお届けの印鑑、氏名又は名称、住所、共通番号等とします。

(免責事項)

- 第11条 当行は、次に掲げる項目等、投資信託受益権振替決済口座管理規定第19条に該当する場合に生じた損害については、その責を

負いません。

- ①第10条第1項による届出の前に生じた損害
- ②依頼書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて投資信託受益権の振替又は抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害
- ③依頼書に使用された印影が届出の印鑑と相違するため、投資信託受益権の振替をしなかった場合に生じた損害
- ④災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、又は当行の責めによらない事由により記録設備の故障等が発生したため、投資信託受益権の振替又は抹消に直ちには応じられない場合に生じた損害

(振替決済制度への転換に伴う口座開設のみなし手続き等に関する同意)

第12条 有価証券の無券面化を柱とする社債、株式等の振替に関する法律(以下「振替法」といいます。)に基づく振替決済制度において、当行が口座管理機関として取扱うことのできる有価証券のうち、当行がお客さまからお預りしている有価証券であって、あらかじめお客さまから同制度への転換に関しご同意いただけるものについては、同制度に基づく振替決済口座の開設のお申し込みをいただいたものとしてお手続きさせていただきます。この場合におきましては、当該振替決済口座に係るお客さまとの間の権利義務関係について、別に定めた振替決済口座管理規定の交付をもって、当該振替決済口座を開設した旨の連絡に代えさせていただきます。

(特例投資信託受益権の振替法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意)

第13条 振替法の施行に伴い、お客さまがこの規定に基づき当行に寄託している有価証券のうち、特例投資信託受益権(既発行の投資信託受益権について振替法の適用を受けることとする旨の投資信託規定の変更が行われたもの)に該当するものについて、振替法に基づく振替制度へ移行するために、次の第1号から第5号までに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取扱います。

- ①振替法附則第32条において準用する同法附則第14条において定められた振替受入簿の記載又は記録に関する振替機関への申請、その他の振替法に基づく振替制度へ移行するために必要となる手続き等(受益証券の提出など)を投資信託委託会社が代理して行う。
- ②前項の代理権を受けた投資信託委託会社が、当行に対して、前項に掲げる振替法に基づく振替制度へ移行するために必要となる手続き等を行うことを委任すること
- ③移行前の一定期間、受益証券の引出しを行うことができないこと
- ④振替口座簿への記載又は記録に際し、振替手続き上、当行の口座(自己口)を経由して行う場合があること
- ⑤振替法に基づく振替制度に移行した特例投資信託受益権については、この規定によらず、振替法その他の関係法令及び振替機関の業務規程その他の定めに基づき、当行が別に定める規定により管理すること

(規定の改定)

第14条 この規定は、法令の改正又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容が、お客さまの従来の権利を制限し、又はお客さまに新たな義務を課すものであるときは、その改定事項をご通知します。この場合、所定の期日までに異議のお申立てがないときは、規定の改定にご同意いただいたものとして取扱います。

以上

(この規定の趣旨)

第1条 この規定は、株式等の振替に関する法律(以下「振替法」といいます。)に基づく振替制度において取扱う投資信託受益権に係るお客さまの口座(以下「振替決済口座」といいます。)を当行に開設するに際し、当行とお客さまとの間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。また、投資信託受益権の範囲については、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」といいます。)の社債等に関する業務規程に定めるものです。

2. 当行は、前項にかかわらず、相当の理由があるときは振替決済口座の開設及び振替による受入れをお断りすることがあります。

(振替決済口座)

第2条 振替決済口座は、振替法に基づく口座管理機関として当行が備え置く振替口座簿において開設します。

2. 振替決済口座には、機構が定めるところにより、内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である投資信託受益権の記載又は記録をする内訳区分(以下「質権口」といいます。)と、それ以外の投資信託受益権の記載又は記録をする内訳区分(以下「保有口」といいます。)とを別に設けて開設します。
3. 当行は、お客さまが投資信託受益権についての権利を有するものに限り振替決済口座に記載又は記録します。

(振替決済口座の開設)

第3条 振替決済口座の開設にあたっては、あらかじめ、お客さまから当行所定の「振替決済口座開設申込書」によりお申し込みいただきます。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い取引時確認を行わせていただきます。

2. 当行は、お客さまから「振替決済口座開設申込書」による振替決済口座開設のお申し込みを受け、これを承諾したときは、遅延なく振替決済口座を開設し、お客さまにその旨を連絡します。
3. 振替決済口座は、この規定に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令及び機構の社債等に関する業務規程その他の定めに従って取扱います。お客さまには、これら法令諸規則及び機構が講ずる必要な措置並びに機構が定める機構の振替業の業務処理方法に従うことにつき約諾していただき、本規定の交付をもって、当該約諾に係る書面の提出があったものとして取扱います。

(共通番号の届出)

第3条の2 お客さまは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」といいます。)その他の関係法令の定めに従って、投資信託取引等における振替決済口座を開設するとき、共通番号(番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。)の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客さまの共通番号を当行にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

(契約期間等)

第4条 この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとします。

2. この契約は、お客さま又は当行から申し出のない限り、期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。なお、継続後も同様とします。

(当行への届出事項)

第5条 「振替決済口座開設申込書」に押捺された印影及び記載された住所、氏名又は名称、生年月日、法人の場合における代表者の役職名、代理人、共通番号等をもって、お届出の印鑑、住所、氏名又は名称、生年月日、共通番号等とします。

(振替の申請)

第6条 お客さまは振替決済口座に記載又は記録されている投資信託受益権について、次の各号に定める場合を除き、当行に対し、振替

の申請をすることができます。

- ①差押えを受けたものその他の法令の規定により振替又はその申請を禁止されたもの
 - ②法令の規定により禁止された譲渡又は質入れに係るものその他機構が定めるもの
 - ③収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日において振替を行うもの(当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。)
 - ④償還金の処理のために発行者が指定する償還日までの振替停止の期間(以下「振替停止期間」といいます。)中の営業日において振替を行うもの(当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。)
 - ⑤償還金の翌営業日において振替を行うもの(振替を行おうとする日の前営業日以前に当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。)
 - ⑥販社外振替(振替先又は振替元が指定販売会社ではない口座管理機関等である振替のうち、機構の販社外振替情報管理機能を利用するものをいいます。)を行うための振替の申請においては次に掲げる日において振替を行うもの
 - イ 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日の前営業日(振替を行う日の前営業日以前に振替の申請を行う場合を除きます。)
 - ロ 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日
 - ハ 償還日前々営業日までの振替停止期間中の営業日(当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。)
 - ニ 償還日前営業日(当該営業日が振替停止期間に該当しない場合においては、振替を行う日の前営業日以前に振替の申請を行う場合を除きます。当該営業日が振替停止期間に該当する場合においては、当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。)
 - ホ 償還日
 - ハ 償還日翌営業日
- ⑦振替先口座管理機関において、振替の申請を行う銘柄の取扱いをしていない等の理由により、振替を受け付けられないもの
2. お客さまが振替の申請を行うに当たっては、その3営業日前までに、次に掲げる事項を当行所定の依頼書に記入の上、届出の印章により署名押印してご提出ください。
 - ①当該振替において減少及び増加の記載又は記録がされるべき投資信託受益権の銘柄及び口数
 - ②お客さまの振替決済口座において減少の記載又は記録がされるのが、保有口か質権口かの別
 - ③振替先口座及びその直近上位機関の名称
 - ④振替先口座において、増加の記載又は記録がされるのが、保有口か質権口かの別
 - ⑤振替を行う日
 3. 前項第1号の口数は、1口の整数倍(投資信託規定に定める単位(同規定において複数の一部解約単位が規定されている場合には、そのうち振替先口座管理機関が指定した一部解約単位)が1口超の整数の場合は、その単位の整数倍とします。)となるよう提示しなければなりません。
 4. 振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、第2項第3号の提示は必要ありません。また、同項第4号については、「振替先口座」を「お客さまの振替決済口座」として提示してください。
 5. 当行に投資信託受益権の買取りを請求される場合、前各項の手続きをまたずに投資信託受益権の振替の申請があったものとして取扱います。

(他の口座管理機関への振替)

第7条 当行は、お客さまからお申し出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。ただし、当該他の口座管理機関において、お客さまから振替の申し出があった銘柄の取扱いをしていない等の理由により、振替を受け付けられない場合、当行は振替の申し出を受け付けられないことがあります。また、当行で投資信託受益権を受け入れるときは、渡し方の依頼人に対し振替に必要な事項(当行及び口座を開設している営業所名、口座番号、口座名等。担保の設定の場合は加えて、保有口か質権口の別)をご連絡ください。上記連絡事項に誤

りがあった場合は、正しく手続きが行われなことがあるあります。

2. 前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当行所定の振替依頼書によりお申し込みください。

(担保の設定)

第8条 お客さまの投資信託受益権について、担保を設定される場合は、当行が認めた場合の担保の設定についてのみ行うものとし、この場合、機構が定めるところに従い、当行所定の手続きによる振替を行います。

(抹消申請の委任)

第9条 振替決済口座に記載又は記録されている投資信託受益権について、償還又はお客さまの請求による解約が行われる場合には、当該投資信託受益権について、お客さまから当行に対し振替法に基づく抹消の申請に関する手続きを委任していただいたものとし、当行は当該委任に基づき、お客さまに代わってお手続きさせていただきます。

(償還金、解約金及び収益分配金の代理受領等)

第10条 振替決済口座に記載又は記録されている投資信託受益権(差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。)の償還金(繰上償還金を含みます。以下同じ。)、解約金及び収益分配金の支払があるときは、当行がお客さまに代わって当該投資信託受益権の受託銀行からこれを受領し、お客さまがあらかじめ指定された預金口座(以下「指定預金口座」といいます。)に入金します。

(お客さまへの連絡事項)

- 第11条 当行は、投資信託受益権について、次の事項をお客さまにご通知します。
 - ①償還期限(償還期限がある場合に限りです。)
 - ②残高照合のための報告
 - ③お客さまに対して機構から通知された事項
2. 前項の残高照合のための報告は、投資信託受益権の残高に異動があった場合に、当行所定の時期に年1回以上ご通知します。また、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行いますから、その内容にご不審の点があるときは、速やかに当該報告書に記載の担当部署に直接ご連絡ください。
3. 当行が届出のあった名称、住所にあてて通知を行い又はその他の送付書類を発送した場合には、延着し又は到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。
4. 当行は、第2項の規定にかかわらず、お客さまが特定投資家(金融商品取引法第2条第31項に規定する特定投資家(同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項(同法第34条の4第6項において準用する場合を含みます。))の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。)をいいます。)である場合であって、当該お客さまからの第2項に定める残高照合のためのご報告(取引残高報告書による通知を含みます。以下本項において同じ。)に関する事項についてのご照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当行が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。

(届出事項の変更)

- 第12条 印章を失ったとき、又は印章、氏名もしくは名称、法人の場合における代表者の役職氏名、代理人、住所、共通番号その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法によりお手続きください。この場合、本人確認書類等のご提出又は個人番号カード等のご提示を求めることがあります。
2. 前項より届出があった場合、当行は所定の手続きを完了した後でなければ投資信託受益権の振替又は抹消、契約の解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。
3. 第1項による変更後は、変更後の印影、氏名又は名称、住所、共通番号等をもって届出の印鑑、氏名又は名称、住所、共通番号等とします。

(口座管理料)

- 第13条 当行は、この規定に基づく口座を開設したときは、その開設時及び開設後の毎年4月の当行所定の日に、指定預金口座から当行所定の料金(以下「手数料」といいます。)をいただくことがあります。この場合、手数料は1年分を前払いするものとし、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書又は小切手によらず払戻しのうえ充当するものとします。なお、当初契約期間の手数料は、契約時に契約日の属する月を1か月としてその月から月割計算によりお支払いいただきます。
1. 手数料は、諸般の情勢により変更することがあります。変更後の手数料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。
 2. 契約期間中に口座の解約があった場合又は償還(清算を含みます。以下同じ。)や振替により残高がなくなった場合は、解約日又は償還日(清算日を含みます。)又は残高がなくなった日の属する月の翌月から期間満了日までの手数料を月割計算により返戻します。
 3. 当行は、指定預金口座に手数料に相当する金額がない場合において、解約金等の預り金があるときは、それから手数料に充当することができるものとします。また、料金のお支払いがないときは、投資信託受益権の償還金、解約金、収益の分配金の支払いのご請求には応じないことがあります。

(当行の連帯保証義務)

- 第14条 機構又は株式会社だいで証券ビジネスが、振替法等に基づき、お客さま(振替法第11条第2項に定める加入者に限ります。)に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当行がこれを連帯して保証します。
- ①投資信託受益権の振替手続きを行った際、機構又は株式会社だいで証券ビジネスにおいて、誤記帳等により本来の口数より超過して振替口座簿に記載又は記録がされたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた投資信託受益権の超過分(投資信託受益権を取得した者のないことが証明された分を除きます。)の償還金、解約金、収益の分配金の支払いをする義務
 - ②その他、機構又は株式会社だいで証券ビジネスにおいて、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務

(機構において取扱う投資信託受益権の一部の銘柄の取扱いを行わない場合の通知)

- 第15条 当行は、機構において取扱う投資信託受益権のうち、当行が指定販売会社となっていない銘柄その他の当行が定める一部の銘柄の取扱いを行わない場合があります。
2. 当行は、当行における投資信託受益権の取扱いについて、お客さまにその取扱いの可否を通知します。

(解約等)

- 第16条 次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約は解除されます。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに当行所定の手続きをとり、投資信託受益権を他の口座管理機関へお振替えください。なお、第7条において定める振替を行えない場合は、当該投資信託受益権を解約し、現金によりお返しすることがあります。第4条による当行からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。また、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。この解約により当行に損害が生じた場合はその損害額をお支払いください。
- ①お客さまから解約のお申し出があった場合
 - ②お客さまについて相続の開始があった場合
 - ③お客さまが規定の手数料を支払わない場合
 - ④お客さまがこの規定に違反した場合
 - ⑤お客さまが第22条に定めるこの規定の改定に同意しない場合
 - ⑥お客さまが当行との各種取引申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、当行が解約を申し出た場合
 - ⑦お客さまが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」といいます。)に該当し、又は次のいずれか

に該当することが判明し、当行が解約を申し出た場合

- イ. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有するもの
 - ロ. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有するもの
 - ハ. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有するもの
 - ニ. 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有するもの
 - ホ. 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有するもの
- ⑧お客さまが、自ら又は第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為を行い、当行が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出た場合
- イ. 暴力的な要求行為
 - ロ. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ハ. 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - ニ. 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当行の信用を毀損し、又は当行の業務を妨害する行為
 - ホ. その他前記に準ずる行為
- ⑨やむを得ない事由により、当行が解約を申し出た場合
2. 前項による投資信託受益権の振替手続きが遅延したときは、遅延損害金として振替が完了した日までの手数料相当額をお支払いください。この場合、第13条第3項に基づく返戻金は、遅延損害金に充当しますが、不足額が生じたときは、直ちにお支払いください。
 3. 当行は、前項の不足額を引取りの日に第13条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。この場合、第13条第4項に準じて解約金等から充当することができるものとします。

(解約時の取扱)

- 第17条 前条に基づく解約に際しては、お客さまの振替決済口座に記載又は記録されている投資信託受益権及び金銭については、当行の定める方法により換金、反対売買等を行ったうえ金銭により返還を行います。

(緊急措置)

- 第18条 法令の定めるところにより投資信託受益権の振替を求められたとき、又は店舗等の火災等緊急を要するときは、当行は臨機の処置をすることができるものとします。

(免責事項)

- 第19条 当行は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。
- ①第12条第1項による届出の前に生じた損害
 - ②依頼書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて投資信託受益権の振替又は抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害
 - ③依頼書に使用された印影が届出の印鑑と相違するため、投資信託受益権の振替をしなかった場合に生じた損害
 - ④災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、又は当行の責めによらない事由により記録設備の故障等が発生したため、投資信託受益権の振替又は抹消に直ちには応じられない場合に生じた損害
 - ⑤前号の事由により投資信託受益権の記録が滅失等した場合、又は第10条による償還金等の指定預金口座への入金が遅延した場合に生じた損害
 - ⑥第17条の事由によるこの契約の解約によって生じた損害
 - ⑦第19条の事由により当行が臨機の処置をした場合に生じた損害

(振替法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意)

- 第20条 振替法の施行に伴い、お客さまが有する特例投資信託受益権について、振替法に基づく振替制度へ移行するために、お客さまから当該特例投資信託受益権の受益証券のご提出を受けた場合には、投資信託規定に基づき振替受入簿の記載又は記録に関する振替機関への申請についてお客さまから代理権を付与された投資信託委託

③ 金銭の振込先指定方式取扱規定

会社からの委任に基づき、第1号及び第2号に掲げる諸手続き等を当行が代わって行うこと並びに第3号及び第4号に掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取扱います。

- ①振替法附則第32条において準用する同法附則第14条において定められた振替受入簿の記載又は記録に関する振替機関への申請
- ②その他振替法に基づく振替制度へ移行するため必要となる手続き等（受益証券の提出など）
- ③振替口座簿への記載又は記録に際し、振替手続き上、当行の口座（自己口）を経由して行う場合があること
- ④振替法に基づく振替制度に移行した特例投資信託受益権については、振替法その他の関係法令及び振替機関の業務規程その他の定めに基づき、この規定により管理すること

(規定の改定)

第21条 この規定は、法令の改正又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容が、お客さまの従来の権利を制限し、又はお客さまに新たな義務を課すものであるときは、その改定事項をご通知します。この場合、所定の期日までに異議のお申立てがないときは、規定の改定にご同意いただいたものとして取扱います。

以上

(振込先指定方式の目的)

第1条 振込先指定方式とは、お客さまの当行における振替決済口座のすべての投資信託受益権等のお取引により、当行がお客さまに支払うこととなった金銭(以下「金銭」といいます。)、お客さまのあらかじめ指定する当行の預金口座(以下「指定預金口座」といいます。)に振り込む方式をいいます。これはお客さまと当行との受渡精算の円滑化を図ることを目的とするものです。

(申込方法等)

第2条 お客さまは「投資信託受益権振替決済口座開設申込書」に指定預金口座を記載することによってこの取引を申し込むものとし、かつ当行が承諾した場合に限りこの方式を採用することができます。

(指定預金口座の取扱)

第3条 指定預金口座の名義は、原則として当行の投資信託受益権振替決済口座名義と同一としていただきます。

(指定預金口座の確認)

第4条 当行は、前条により預金口座の指定があったときは、速やかに「指定預金口座ご確認のお願い」を送付しますので、記載内容を充分にご確認ください。万一、記載内容に相違があるときは、速やかに当行にお申し出ください。

(指定預金口座の変更)

第5条 指定預金口座を変更されるときは、当行所定の用紙によって届出を行ってください。
2. 変更お申し込み受付時の取扱いは第3条に準じて行うものとします。

(金銭の受渡精算方法の明示)

第6条 金銭の受渡精算方法については、原則この規定に基づく振込とします。

(受入書類等)

第7条 前条において当行が預り証を発行している場合には、当該預り証を回収した後振込手続きを行います。
2. 前条に基づき振込を行う場合には、その都度の受領書の受入は不要とします。

(振込内容の確認)

第8条 当行が金銭を指定預金口座へ振り込んだ場合のお客さまによる、ご確認方法においては下記の店舗により2通りございます。
①(旧東京都民銀行店舗でお取引のお客さま)
計算書等に振込金額等を記載して送付しますので、その内容をご確認ください。
②(旧八千代銀行店舗でお取引のお客さま)
取引残高報告書等に記載してご通知しますので、振込内容をご確認ください。

(手数料)

第9条 振込に係る手数料及び消費税は、原則当行にて負担いたします。

(免責事項)

第10条 当行は、次に掲げる損害はその責を負いません。
(1)当行が、金銭を指定預金口座へ振り込んだ後に発生した損害
(2)天災地変等の不可抗力により指定預金口座への振込が遅延、又は不能となったことにより生じた損害

(規定の改定)

第11条 この規定は、法令の改正又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときに改定されることがあります。なお、

改定の内容が、お客さまの従来の権利を制限し、又はお客さまに新たな義務を課すものであるときは、その改定事項をご通知します。この場合、所定の期日までに異議のお申立てがないときは、規定の改定にご同意いただいたものとして取扱います。

(解約)

第12条 本取決めはお客さまと当行のいずれか一方の申し出により解約することができます。

以 上